

議案第52号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり
制定する。

令和元年6月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(新居浜市行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 新居浜市行政財産使用料条例(平成3年条例第7号)の一部を次のように改正
する。

別表中「100分の5」を「100分の10」に、「100分の105」を「100
分の110」に改める。

(新居浜市法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 新居浜市法定外公共物管理条例(平成15年条例第23号)の一部を次のよう
に改正する。

別表備考第1項中「100分の105」を「100分の110」に改める。

(新居浜市総合文化施設設置及び管理条例の一部改正)

第3条 新居浜市総合文化施設設置及び管理条例(平成26年条例第20号)の一部を
次のように改正する。

別表第1の1 アート工房等使用料金表の表中

「

2,000円	3,200円	2,400円	7,600円
1,000円	1,600円	1,200円	3,800円
250円	400円	300円	950円
500円	800円	600円	1,900円
500円	800円	600円	1,900円

」を

「

2,030円	3,250円	2,440円	7,740円
1,010円	1,620円	1,220円	3,870円
250円	400円	300円	960円
500円	810円	610円	1,930円
500円	810円	610円	1,930円

」に改め、同表

の2 ホール等使用料金表の表中

「

3,500円	5,600円	5,600円	14,700円
4,200円	6,720円	6,720円	17,640円
250円	400円	400円	1,050円
500円	800円	800円	2,100円
500円	800円	800円	2,100円
750円	1,200円	1,200円	3,150円

」を

「

3,560円	5,700円	5,700円	14,970円
4,270円	6,840円	6,840円	17,960円
250円	400円	400円	1,060円
500円	810円	810円	2,130円

500円	810円	810円	2,130円
760円	1,220円	1,220円	3,200円

」に改める。

別表第2 舞台関係設備の項中「3,000円」を「4,000円」に改め、同表その他の関係設備の項中「10,000円」を「11,000円」に改める。

(新居浜市美術館設置及び管理条例の一部改正)

第4条 新居浜市美術館設置及び管理条例(平成26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「2,000円」を「2,030円」に、「3,000円」を「3,050円」に改める。

別表第3中「11,900円」を「12,120円」に、「7,700円」を「7,840円」に改める。

別表第4中「1,000円」を「2,000円」に改める。

(新居浜市文化振興会館設置及び管理条例の一部改正)

第5条 新居浜市文化振興会館設置及び管理条例(平成5年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の105」を「100分の110」に改める。

(新居浜市広瀬歴史記念館設置及び管理条例の一部改正)

第6条 新居浜市広瀬歴史記念館設置及び管理条例(平成9年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条中「100分の105」を「100分の110」に改める。

(新居浜市営サッカー場設置及び管理条例の一部改正)

第7条 新居浜市営サッカー場設置及び管理条例(平成11年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の105」を「100分の110」に改める。

(新居浜市営野球場設置及び管理条例の一部改正)

第8条 新居浜市営野球場設置及び管理条例(昭和28年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の105」を「100分の110」に改める。

(新居浜市テニスコート設置及び管理条例の一部改正)

第9条 新居浜市テニスコート設置及び管理条例(昭和46年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表の1 市民テニスコートの表中

「

円	円
210	100
100	50
150	80
60	30
260	130
520	270
260	130

」を

「

円	円
220	110
110	50
160	80
60	30
270	140
550	280
270	140

」に改め、同表の2 山根公園テニス

コートの表中

「

1面につき 円	1人につき 円
260	100
130	50
520	210
270	100
260	100
130	50
570	210

「

1面につき 円	1人につき 円
270	110
140	50
550	220
280	110
270	110
140	50
600	220

450	150
1,150	420
900	310
570	210
450	150

470	160
1,210	440
940	330
600	220
470	160

」を 」に

改める。

(新居浜市市民プール設置及び管理条例の一部改正)

第10条 新居浜市市民プール設置及び管理条例(昭和47年条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

1人2時間まで420円 2時間を超える1時間ごとに210円増
1人2時間まで210円 2時間を超える1時間ごとに100円増

」を

「

1人2時間まで440円 2時間を超える1時間ごとに220円増
1人2時間まで220円 2時間を超える1時間ごとに110円増

」に、

「

占有	新居浜市	区分	9時30分～13時	13時～17時	17時～20時
東雲市民プール	50メートルプール	平日	2,100円	4,200円	4,200円
		日曜、祝日	3,150	5,250	5,250
		入場料等を徴収する場合	本表に定める料金の倍額の範囲内で教育委員会が別に定める額		
		許可時間を超える場合	1時間を超えるごとに平日 730円 日曜、祝日 1,050円		
新居浜市山根公園屋内プール	25メートルプール	平日	12,600円	25,200円	25,200円
		日曜、祝日	18,900	31,500	31,500
		入場料等を徴収する場合	本表に定める料金の倍額の範囲内で教育委員会が別に定める額		
		区分	10時～13時	13時～17時	17時～21時

		許可時間を超える場合	1時間を超えるごとに平日 4,200円 日曜、祝日 6,300円
--	--	------------	-------------------------------------

」を

「

占用	新居浜市 東雲市民 プール	区分		9時30分～13時	13時～17時	17時～20時	
		50メートルプール	平日	2,200円	4,400円	4,400円	
			日曜日、土曜日又は休日	3,300円	5,500円	5,500円	
		入場料等を徴収する場合		本表に定める料金の倍額の範囲内で教育委員会が別に定める額			
		許可時間を超える場合	平日	1時間ごとに770円増			
	日曜日、土曜日又は休日		1時間ごとに1,100円増				
	新居浜市 山根公園 屋内プール	区分		10時～13時	13時～17時	17時～21時	
		25メートルプール	平日	13,200円	26,400円	26,400円	
			日曜日、土曜日又は休日	19,800円	33,000円	33,000円	
		入場料等を徴収する場合		本表に定める料金の倍額の範囲内で教育委員会が別に定める額			
許可時間を超える場合		平日	1時間ごとに4,400円増				
	日曜日、土曜日又は休日	1時間ごとに6,600円増					

」に

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

（新居浜市体育館設置及び管理条例の一部改正）

第11条 新居浜市体育館設置及び管理条例（昭和52年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の105」を「100分の110」に改める。

（新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第12条 新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例（平成7年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の105」を「100分の110」に改める。

(新居浜市立女性総合センター設置及び管理条例の一部改正)

第13条 新居浜市立女性総合センター設置及び管理条例(平成2年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の105」を「100分の110」に改める。

(新居浜市委託消毒手数料条例の一部改正)

第14条 新居浜市委託消毒手数料条例(昭和25年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の105」を「100分の110」に改める。

(新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第15条 新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和49年条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「216円」を「220円」に、「108円」を「110円」に改める。

(新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例の一部改正)

第16条 新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例(昭和39年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「97円」を「102円」に改める。

(新居浜市別子山簡易給水施設条例の一部改正)

第17条 新居浜市別子山簡易給水施設条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「別子山小美野の一部 別子山肉淵の一部」を「別子山小美野の一部 別子山肉淵の一部 別子山芋野」に改める。

別表第2中「1,050円」を「1,100円」に改める。

別表第3中

「

42,000円
63,000円
136,500円
273,000円

5 5 6 , 5 0 0 円
8 4 0 , 0 0 0 円

」を

「

4 4 , 0 0 0 円
6 6 , 0 0 0 円
1 4 3 , 0 0 0 円
2 8 6 , 0 0 0 円
5 8 3 , 0 0 0 円
8 8 0 , 0 0 0 円

」に改める。

(新居浜市墓地条例の一部改正)

第 1 8 条 新居浜市墓地条例（昭和 5 1 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項第 1 号中「1 万 5 0 0 円」を「1 万 1 , 0 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「2 万 1 , 0 0 0 円」を「2 万 2 , 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「1 万 5 0 0 円」を「1 万 1 , 0 0 0 円」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「2 , 4 8 0 円」を「2 , 5 0 0 円」に改める。

(新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部改正)

第 1 9 条 新居浜市火葬場設置及び管理条例（昭和 5 8 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「2 , 1 0 0」を「2 , 2 0 0」に、「6 , 3 0 0」を「6 , 6 0 0」に、「1 , 0 5 0」を「1 , 1 0 0」に、「3 , 1 5 0」を「3 , 3 0 0」に、「5 , 2 5 0」を「5 , 5 0 0」に、「1 5 , 7 5 0」を「1 6 , 5 0 0」に、「2 1 0 円」を「2 2 0 円」に改める。

(新居浜市公営葬儀条例の一部改正)

第 2 0 条 新居浜市公営葬儀条例（昭和 5 4 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

(新居浜市商業振興施設設置及び管理条例の一部改正)

第 2 1 条 新居浜市商業振興施設設置及び管理条例（平成 9 年条例第 3 3 号）の一部を

次のように改正する。

別表の1 商業振興センター使用料の表中

「

7,290円	12,150円	13,600円	19,440円	25,750円	33,040円	冷房 1,620円
8,740円	14,580円	16,320円	23,320円	30,900円	39,650円	暖房 750円

」を

「

7,420円	12,370円	13,860円	19,800円	26,230円	33,660円	冷房 1,650円
8,910円	14,850円	16,630円	23,760円	31,480円	40,390円	暖房 770円

」に、

「

320円	420円	冷房	100円
380円	490円	暖房	60円
420円	550円	冷房	140円
490円	640円	暖房	70円
360円	480円	冷房	110円
450円	580円	暖房	60円
420円	550円	冷房	140円
490円	640円	暖房	70円

」を

「

330円	420円	冷房	110円
390円	500円	暖房	60円
420円	560円	冷房	140円
500円	660円	暖房	70円
370円	490円	冷房	120円
460円	590円	暖房	60円
420円	560円	冷房	140円
500円	660円	暖房	70円

」に、「210円」を

「220円」に、「2,700円」を「2,750円」に改め、同表の2 喜光地イベント広場使用料の表中

「

5,160円	7,740円	12,910円
--------	--------	---------

3, 430円	5, 160円	8, 590円
1, 730円	2, 580円	4, 310円

」を

「

5, 250円	7, 880円	13, 140円
3, 490円	5, 250円	8, 740円
1, 760円	2, 620円	4, 380円

」に改める。

(新居浜市水道事業給水条例の一部改正)

第22条 新居浜市水道事業給水条例(平成10年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第31条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(新居浜市工業用水道事業管理及び給水に関する条例の一部改正)

第23条 新居浜市工業用水道事業管理及び給水に関する条例(昭和41年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第31条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(新居浜市下水道条例の一部改正)

第24条 新居浜市下水道条例(昭和54年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(新居浜市行政財産使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新居浜市行政財産使用料条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の行政財産の使用に係る使用料について適用し、同日前の行政財産の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(新居浜市総合文化施設設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第3条の規定による改正後の新居浜市総合文化施設設置及び管理条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の

使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(新居浜市美術館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第4条の規定による改正後の新居浜市美術館設置及び管理条例別表第2から別表第4までの規定は、施行日以後の熟覧、模写、模造、撮影等（以下この項において「特別観覧」という。）に係る特別観覧料及び使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の特別観覧に係る特別観覧料及び使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(新居浜市文化振興会館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第5条の規定による改正後の新居浜市文化振興会館設置及び管理条例第5条の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(新居浜市広瀬歴史記念館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第6条の規定による改正後の新居浜市広瀬歴史記念館設置及び管理条例第4条の規定は、施行日以後の利用に係る観覧料について適用し、同日前の利用に係る観覧料については、なお従前の例による。

(新居浜市営サッカー場設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第7条の規定による改正後の新居浜市営サッカー場設置及び管理条例第5条の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(新居浜市営野球場設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第8条の規定による改正後の新居浜市営野球場設置及び管理条例第6条の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(新居浜市テニスコート設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 第9条の規定による改正後の新居浜市テニスコート設置及び管理条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(新居浜市市民プール設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 第10条の規定による改正後の新居浜市市民プール設置及び管理条例別表の規定

は、施行日以後の新居浜市山根公園屋内プールに係る普通券の使用料及び占用の許可に係る使用料について適用し、同日前の新居浜市山根公園屋内プールに係る普通券の使用料及び占用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

- 1 1 この条例の施行の際現に第10条の規定による改正前の新居浜市市民プール設置及び管理条例別表の新居浜市東雲市民プール及び新居浜市山根公園屋内プールの回数券を所持する者が、当該回数券によって施行日以後に新居浜市東雲市民プール及び新居浜市山根公園屋内プールを使用する場合の使用料については、なお従前の例による。
(新居浜市体育館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 2 第11条の規定による改正後の新居浜市体育館設置及び管理条例第6条第1項の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
(新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 3 第12条の規定による改正後の新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例第7条の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
(新居浜市立女性総合センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 4 第13条の規定による改正後の新居浜市立女性総合センター設置及び管理条例第7条の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
(新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 5 第15条の規定による改正後の新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、施行日以後に収集及び運搬をするし尿に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に収集及び運搬をするし尿に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
(新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 6 第16条の規定による改正後の新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例第6条第1項の規定は、施行日以後に納期限が定められるし尿及び浄化槽汚泥の処分に係る手数料について適用する。
(新居浜市別子山簡易給水施設条例の一部改正に伴う経過措置)

17 第17条の規定による改正後の新居浜市別子山簡易給水施設条例（次項において「改正後の別子山簡易給水施設条例」という。）別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る簡易給水施設の料金について適用し、同日前の使用に係る簡易給水施設の料金については、なお従前の例による。

18 改正後の別子山簡易給水施設条例別表第3の規定は、施行日以後の申込みに係る分担金について適用し、同日前の申込みに係る分担金については、なお従前の例による。

（新居浜市墓地条例の一部改正に伴う経過措置）

19 第18条の規定による改正後の新居浜市墓地条例（次項において「改正後の墓地条例」という。）第8条第3項の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用する。

20 改正後の墓地条例第11条第1項の規定は、令和2年度以後の年度分の管理料及び施行日以後の使用の許可に係る初年度の管理料について適用する。

（新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置）

21 第19条の規定による改正後の新居浜市火葬場設置及び管理条例別表第2の規定は、施行日以後の新居浜市斎場の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の新居浜市斎場の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（新居浜市公営葬儀条例の一部改正に伴う経過措置）

22 第20条の規定による改正後の新居浜市公営葬儀条例第5条第1項の規定は、施行日以後に葬儀の許可を受けた葬儀に用いる祭壇その他の用品（以下この項において「葬祭具」という。）及び霊きゅう自動車に係る使用料について適用し、同日前に葬儀の許可を受けた葬祭具及び霊きゅう自動車に係る使用料については、なお従前の例による。

（新居浜市商業振興施設設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置）

23 第21条の規定による改正後の新居浜市商業振興施設設置及び管理条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（新居浜市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

24 第22条の規定による改正後の新居浜市水道事業給水条例（次項において「改正

後の給水条例」という。)第31条の規定は、施行日前から継続して供給している水道の使用に係る水道料金のうち、令和元年12月分以後のものとして徴収する水道料金について適用し、同月分前のもので徴収する水道料金については、なお従前の例による。

25 改正後の給水条例第31条の規定は、施行日以後の給水装置の新設又は改造の申込みに係る加入金について適用し、同日前の給水装置の新設又は改造の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

(新居浜市工業用水道事業管理及び給水に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

26 第23条の規定による改正後の新居浜市工業用水道事業管理及び給水に関する条例第31条の規定は、施行日以後の使用に係る工業用水の水道料金及びメーター使用料について適用し、同日前の使用に係る工業用水の水道料金及びメーター使用料については、なお従前の例による。

(新居浜市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

27 第24条の規定による改正後の新居浜市下水道条例第17条第2項の規定は、施行日前から継続して使用している公共下水道の使用料のうち、令和元年12月分以後のものとして徴収する公共下水道の使用料について適用し、同月分前のもので徴収する公共下水道の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部が改正され、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、行政財産の目的外使用料、公の施設の使用料等の額を改定するため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出する。